

## 第102回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成25年9月5日（木）

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員
13番	安達 卓是委員	14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員
17番	吉澤 一誠委員（部会長）						

欠席委員 な し

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 長谷川主任

日 程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

イ 第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第21号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

現地調査に引き続き、第102回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号3番の田邊雄一委員と、議席番号4番の大縄敬次委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第19号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号20の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川主任)

番号20の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が売買で農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は62aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

10番（船岡委員）

譲受人が、売買で農地165㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願い致します。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号21の石州府について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

番号21の石州府について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が売買で農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は121aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

10番（船岡委員）

譲受人が、売買で農地1571㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

2番（石橋委員）

申請についての異議ではございませんが、この対価は本当にこの金額で間違いございませんか。

16番（高西委員）

私も聞こうと思っていたところだが、前のは1反が〇万円、今度のは〇万〇千円だから、場所はどの辺りか聞こうかと思って。

10番（船岡委員）

場所は、石州府の前の事務局長の所の下側で土手になっている所です。あんまりいい田んぼじゃないです。その前の田んぼの方と色んなことがあったりしましたし。

16番（高西委員）

耕作がしにくってことか。

10番（船岡委員）

はい。今までは他から来た人が使っていて色々問題が出ていたのが、今回の人は隣近所の方ですから、通らせて下さいなんてことも近くの人だからいい具合です。そういう訳で。

議長（吉澤委員）

他に何かないですか。

事務局（長谷川主任）

すみません。取得後の経営面積につきまして訂正させていただきたいと思えます。

経営面積につきましては、137aとなりますので、よろしく願いします。議案21番です。

議長（吉澤委員）

それでは、異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして5ページ、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号30の淀江町今津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（唐来委員）

30番の議案について説明いたします。

今日の一番最後に見てもらった所がこの議案になります。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町今津の田で面積は387㎡です。

申請者は市内のアパートで生活していますが、子どもも2人となり手狭になってきたため、父親の所有する土地を借り受け、住宅の建築を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願い致します。

議長（吉澤委員）

ただいま番号30について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

16番（高西委員）

よく使用貸借で出てくるけど、年間いくらで。実際やり取りは無いと思うけど、申請にはいくらって書いてある。

事務局（長谷川主任）

使用貸借でございますので、金銭的なやり取りはございません。

16番（高西委員）

いやいや、使用貸借だからあるが。

事務局（長谷川主任）

賃貸借ではありますが。

16 番（高西委員）

ああそうか。分かった分かった。

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号31の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

10 番（船岡委員）

31番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、今日見ていただいた場所で尾高の田畑で面積は233.9㎡です。

申請者は市内のアパートに家族4人で生活していますが、子どもたちも大きくなりアパートも手狭になり、両親の面倒を見ていくためにも実家横の父名義の土地を借り受け、住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は500m以内に2か所以上の医療施設・教育施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号31について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号32の淀江町西尾原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12 番（唐来委員）

32番の議案について説明します。

現地調査で2番目に見てもらった所です。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町西尾原の田で面積は480㎡です。

申請者は市内にて家族 5 人で生活してきましたが手狭で不便なため、同居している母名義の土地に住宅の建築を計画したものです。

実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号 32 について、地元委員さんの説明、事務局からの説明につきまして、なにかご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7 ページ、議案第 21 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めます。8 ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が 13 件、農地保有合理化事業により機構が借入を行う案件が 1 件、機構が転貸を行う案件が 1 件ございます。

それでは、10 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 9-1 から番号 9-13 までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について、説明いたします。

今月は、田に関するものが 32 筆 41,476 m<sup>2</sup>、畑に関するものが 4 筆 4,793 m<sup>2</sup>、ございます。

番号 9-1 から番号 9-8 は、再設定でございます。

番号 9-9 から番号 9-11 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は 1,209 a となっております。農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号9-12は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は213aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号9-13は、同一世帯内の貸借で、設定後の経営面積は52aとなっております。以上です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号9-1から番号9-13までの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、15ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

15ページ、番号9-1は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。

設定後の経営面積は3,324aとなっております。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただいま、担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

そうしますと、審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

19ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号13から番号19までの7件

を受理しております。

続きまして、21ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号32から番号43までの12件を受理しております。

続きまして、24ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号9の1件を受理しています。

続きまして、25ページ、(4)非農地現況証明について、番号8から番号11までの4件を証明しています。

続きまして、26ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、7件を鳥取地方裁判所米子支部外に回答しております。

続きまして、33ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号28から番号40までの13件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長 (吉澤委員)

会長から報告がございましたが、何かご質問ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

(事 務 連 絡)

議長 (吉澤委員)

それでは、これもちまして、第102回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後3時50分